電気通信大学UEC中国教育研究支援センター規程

平成29年 9月27日 改正 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学UEC中国教育研究支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、北京を拠点として電気通信大学(以下「本学」という。)が行う中国の大学及び企業との連携活動を支援することを目的とする。

(設置場所)

第3条 センターを、北京理工大学に置く。

(業務)

第4条 センターは、本学の教育・研究活動の支援業務を行う。

(職員)

- 第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) その他の職員
- 2 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置くことができる。 (センター長)
- 第6条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第7条 第5条第2項により副センター長を置く場合は、学長が指名する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営及び事業に関し必要な事項を審議するため、電 気通信大学UEC中国教育研究支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)を 置く。 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事経)

第9条 センターに関する事務は、学術国際部国際課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以降最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第 6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。